

25福保高介第1703号
平成26年3月13日

指定居宅サービス事業者
指定居宅介護支援事業者 様
指定介護予防サービス事業者

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
(公印省略)

指定居宅サービス等事業所における管理者の配置要件及び管理者の責務について

日頃より、東京都の介護保険行政にご協力いただき感謝申し上げます。

指定居宅サービス等事業所における管理者の配置要件及び管理者の責務については、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等（以下、「条例等」という。（別紙参照））において規定されているところです。指定居宅サービス等事業を運営する上で、管理者は当該事業所の従業者及び業務を一元的に管理するとともに、当該事業所の従業者に、運営に関する各基準を遵守するために必要な指揮命令を行なわなければなりません。

指定居宅サービス等事業所の管理者については、原則として当該事業所の管理業務に専従するものと条例等で規定されており、管理上支障のないときは、他の職務等を兼ねることができるとされております。

指定居宅サービス等事業所の管理者の業務は、その職責等において極めて重要であることに鑑み、別紙の管理者の配置等にかかる規定を改めてご確認、ご理解の上、適切な管理者の配置及びその業務執行に当たっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【担当】

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課介護事業者係
電話：03-5320-4274

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等（1/2）

◇ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
（平成24年条例第111号）（厚生省令第35号）

【 管理者の配置要件に関する基準 】（訪問介護の例）

第6条 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において指定訪問介護事業所を管理する者（以下この条及び第8条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定訪問介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合（※）は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

※ 管理上支障がない場合については、別紙（2/2）参照

【 管理者の責務に関する基準 】（訪問介護の例）

第8条 管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定（※）を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

※ 第8条第2項で規定する、管理者が従業者に遵守させなければならない規定は、以下の一覧のとおり。

【 管理者が従業者に遵守させなければならない規定の一覧 】

| | | | |
|------|------------------------|------|----------------------|
| 第9条 | 運営規程 | 第26条 | 指定訪問介護の基本取扱方針 |
| 第10条 | 介護等の総合的な提供 | 第27条 | 指定訪問介護の具体的取扱方針 |
| 第11条 | 勤務体制の確保等 | 第28条 | 訪問介護計画の作成 |
| 第12条 | 内容及び手続の説明及び同意 | 第29条 | 同居家族に対するサービス提供の禁止 |
| 第13条 | 提供拒否の禁止 | 第30条 | 利用者に関する区市町村への通知 |
| 第14条 | サービス提供困難時の対応 | 第31条 | 緊急時等の対応 |
| 第15条 | 受給資格等の確認 | 第32条 | 衛生管理等 |
| 第16条 | 要介護認定の申請に係る援助 | 第33条 | 掲示 |
| 第17条 | 心身の状況等の把握 | 第34条 | 秘密保持等 |
| 第18条 | 居宅介護支援事業者等との連携 | 第35条 | 広告 |
| 第19条 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 第36条 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 |
| 第20条 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 第37条 | 苦情処理 |
| 第21条 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 第38条 | 地域との連携 |
| 第22条 | 身分を証する書類の携行 | 第39条 | 事故発生時の対応 |
| 第23条 | サービスの提供の記録 | 第40条 | 会計の区分 |
| 第24条 | 利用料等の受領 | 第41条 | 記録の整備 |
| 第25条 | 保険給付の申請に必要となる証明書の交付 | | |

※1 他の指定居宅サービスにおいても、準用等により同様の規定

※2 指定介護予防サービスにおいても、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年条例第112号）（厚生省令第35号）」により同様の規定

※3 指定居宅介護支援においても、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号）」により同様の規定

※4 上記都条例については、以下の東京都HPに掲載

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koro/ki_jyunjyourei.html

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等（2/2）

- ◇ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領
（平成25年3月29日付24福保高介第1882号）

【 管理者の配置要件に関する基準（管理上支障がないと考えられる兼務の範囲） 】
（訪問介護の例）

第三 介護サービス

一 訪問介護

1 人員に関する基準

(3) 管理者（居宅条例第六条）

指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。

① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合

② 同一敷地内にある等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認めることができる。）

※1 他の指定居宅サービス及び指定介護予防サービスにおいても、準用等により同様の規定

※2 指定居宅介護支援においても、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日）（老企第22号）」により、同様の規定

※3 上記都条例施行要領については、以下の東京都HPに掲載

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koro/youryou.html